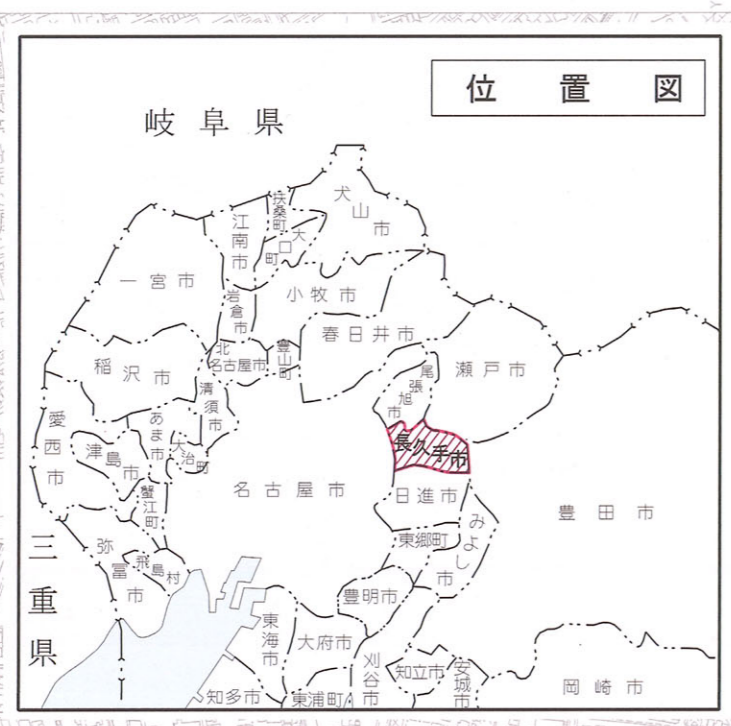


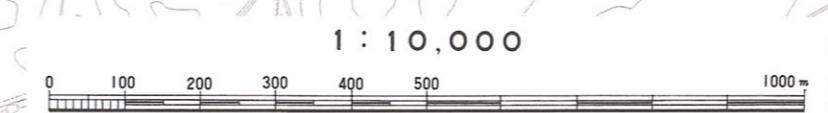
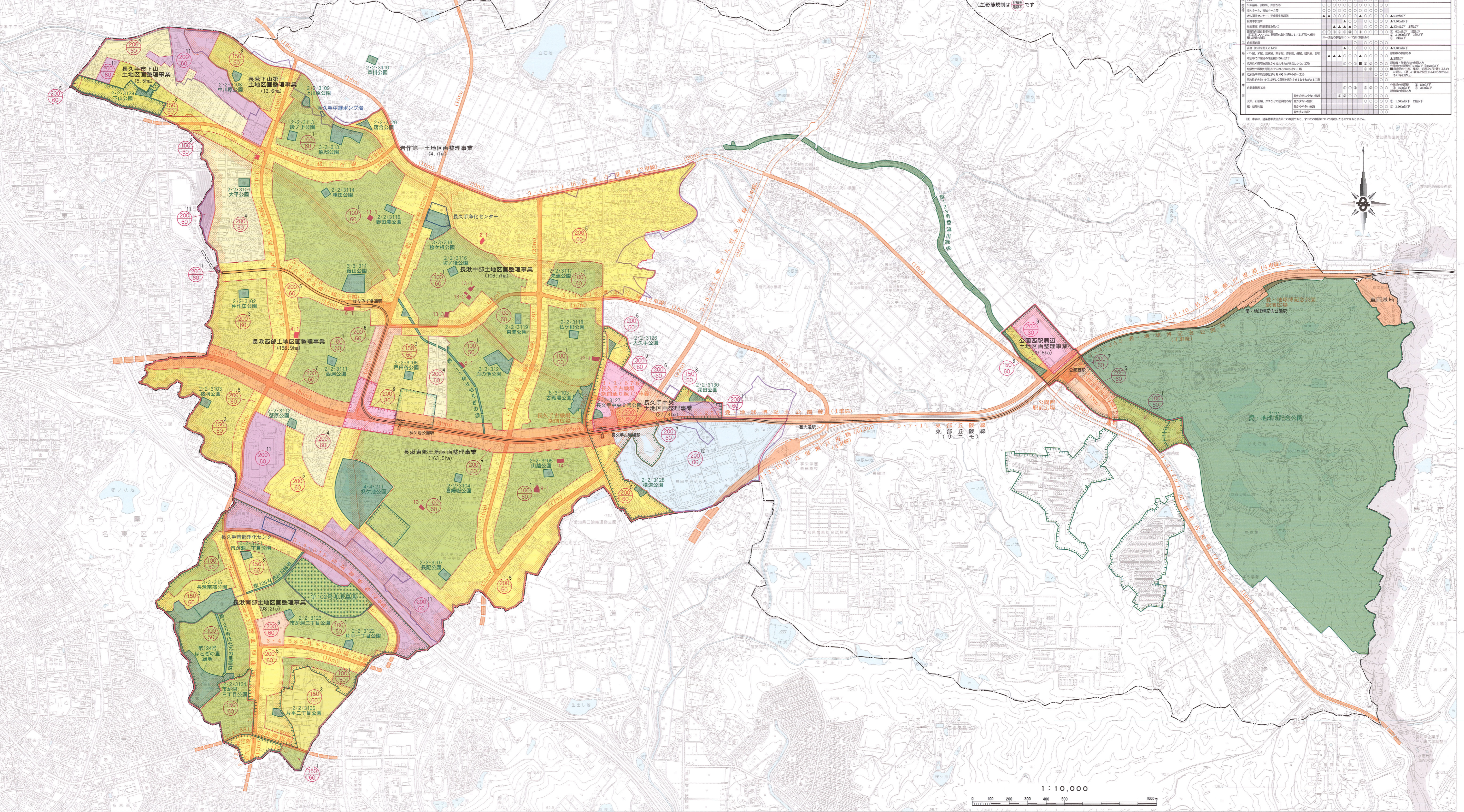
名古屋都市計画区域 長久手市都市計画図



区域用途	愛知県告示第214号	平成31年3月29日
区域用途	長久手市告示第6号	令和2年3月13日
道路	愛知県告示第41号	平成25年1月22日
道路	長久手市告示第9号	令和4年3月10日
都市高速鉄道	愛知県告示第42号	平成25年1月22日
公園	長久手市告示第43号	平成25年1月22日
公園	長久手市告示第10号	令和4年3月10日
公園	長久手市告示第6号	平成26年3月10日
公園	長久手市告示第7号	平成26年3月10日
防火地域	長久手市告示第48号	平成26年12月15日
防火地域	長久手市告示第11号	令和4年3月10日
防火地域	長久手市告示第8号	平成30年4月1日
防火地域	長久手市告示第37号	平成26年9月22日
防火地域	愛知県告示第809号	平成22年12月24日
防火地域	長久手市告示第13号	平成25年1月22日
防火地域	長久手市告示第8号	令和4年3月10日

凡		例	
行政区域境界	都市計画区域境界	都市計画道路	都市計画道路(整備済区域)
市街化区域	第一種低層住居専用地域	生産緑地地区	都市計画決定名称
第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	都市計画公園・緑地	防火地域
第一種住居地域	第二種住居地域	都市計画墓園	準防火地域
準住居地域	近隣商業地域	区画整理事業施行済区域	区画整理事業施行中区域
準工業地域	工業地域	D I D (令和2年国調)	供給処理施設
地区計画区域	再開発地区計画区域		

用途地域	用途制限	制限内容
第一種低層住居専用地域	建築物の用途	住宅、店舗、事務所、飲食店、喫茶店、小売店、サービス業、その他
第一種中高層住居専用地域	建築物の用途	住宅、店舗、事務所、飲食店、喫茶店、小売店、サービス業、その他
第一種住居地域	建築物の用途	住宅、店舗、事務所、飲食店、喫茶店、小売店、サービス業、その他
第二種住居地域	建築物の用途	住宅、店舗、事務所、飲食店、喫茶店、小売店、サービス業、その他
準住居地域	建築物の用途	住宅、店舗、事務所、飲食店、喫茶店、小売店、サービス業、その他
近隣商業地域	建築物の用途	店舗、事務所、飲食店、喫茶店、小売店、サービス業、その他
準工業地域	建築物の用途	店舗、事務所、飲食店、喫茶店、小売店、サービス業、その他
工業地域	建築物の用途	店舗、事務所、飲食店、喫茶店、小売店、サービス業、その他



(注) 本図は一般参考図で、詳細については、愛知県都市計画課及び長久手市都市計画課の縦覧用都市計画図書を参照して下さい。この地図は、令和3年3月現在の長久手市都市計画基本図1:2,500を縮小し、編集、製図したものである。